

# 利用規約

令和 6 年 8 月 31 日

## 第 1 条（定義）

- 「機構」とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構をいう。
- 「本システム」とは、機構が提供する「SAFE-Pro」及び「SAFE（インストール版）」のシステムをいう。
- 「登録利用者」とは、機構が本システムの利用を認めた法人等をいう。
- 「ユーザアカウント」とは、本システムを利用するためには必要となるアカウントをいう。
- 「ユーザ」とは、機構、又は登録利用者からユーザアカウントを付与された者をいう。

## 第 2 条（本利用規約の適用範囲）

- 本利用規約は、登録利用者と機構との間の、本システムの利用に関わる一切の関係に適用するものとする。
- SAFE（インストール版）を複製して利用する場合においても、本利用規約は前項と同様に適用される。
- 機構は、本システムの利用に関し、本利用規約のほか、利用にあたってのルール等、別途、定めを設けることがある。これらの別途設けた定めはその名称の如何に問わらず、本利用規約の一部を構成するものとする。

## 第 3 条（登録利用者の義務）

- 登録利用者は、本利用規約を遵守しなければならない。
- 登録利用者は自らの管理下にあるユーザに対し、禁止事項の周知、監督義務を負い、また、ユーザの本システムの利用に関する行為に責任を持ち、次条で定める行為を禁じるための措置をとらなければならない。
- 登録利用者による本利用規約に抵触する行為を機構が確認したとき、機構は、本システムの利用停止等、機構が必要と認める措置を講じる。登録利用者はこれらの措置に対して不服を申し立てないことにあらかじめ同意するものとする。
- 登録利用者が、SAFE（インストール版）の利用を終了した、又は機構に利用停止を命じられた場合には、SAFE（インストール版）を利用端末から速やかに削除し、機構から配布したインストールディスクを廃棄又は機構に返還しなければならない。

5. 本システムを、登録利用者自身の製品開発等に利用する以外に、登録利用者と契約した第三者の製品に対する分析や助言等に利用する場合については、事前に機構に相談するものとする。

#### 第4条（禁止行為）

第3条第2項で定める行為とは、以下の各号のいずれかを指す。

1. 本利用規約に抵触する行為
2. ユーザアカウントを、ユーザアカウントを付与された本人以外が使用すること
3. 犯罪的行為に関連する行為
4. 法令、又は公序良俗に反する行為
5. 機構のサーバー、又はネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
6. 不正な目的をもって本システムを利用する行為
7. その他理由の如何を問わず、機構が不適切と判断する行為

#### 第5条（免責事項）

1. 機構は、本システムが提供する情報の正確性について保証しない。
2. 登録利用者が本システムを利用することにより生じたあらゆる損害について、機構の故意又は重過失による場合を除き、機構は何ら責任を負わないものとする。

#### 第6条（本利用規約の変更について）

機構が必要と判断する場合、ウェブサイトへの掲示その他機構が適當と判断する方法で事前に登録利用者に通知することにより、本利用規約を変更することができるものとする。なお、本利用規約の変更後も本システムを利用することにより、当該登録利用者は変更後の規約に同意したものとみなす。

#### 第7条（反社会勢力の排除）

登録利用者、又はユーザが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は、登録利用者が反社会的勢力と関係を有すると機構が判断した場合には、機構は、何らの催告を要せず、本システムの利用停止等、機構が必要と認める措置をとることができる。

以上